

令和5年度 3.11 ふくしま追悼復興祈念行事（in 会津）委託業務
公募型企画プロポーザル募集要領

1 委託業務の名称

令和5年度 3.11 ふくしま追悼復興祈念行事（in 会津）委託業務

2 委託業務の目的

東日本震災・原発事故の経験や教訓、災害への備えについて発信し、次世代及び未来へ伝えていくきっかけとする。

3 委託費の上限

1,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

5 委託業務の内容

別紙委託業務仕様書（案）のとおり

なお、委託業務仕様書の3の（2）から（9）までを必須事業とするが、それ以外の事業についても委託費の範囲で提案することができる。

6 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

プロポーザルによる各社からの提案を受け、企画プロポーザル審査会においてこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の相手方）を選定する。

(2) 企画プロポーザル審査会（企画提案プレゼンテーション）

ア 日時 令和5年12月26日（火）午後2時

イ 場所 会津若松合同庁舎（福島県会津若松市追手町7番5号）

※プレゼンテーションは1者30分以内（プレゼン20分、質疑応答10分）とする。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
企画提案内容	15	[共通] ・ 委託業務の目的を達成するため、小学生以下の子どもを対象とした提案内容となっているか。
	20	[震災の記憶] ・ 震災と震災被害、そしてそれから得られた教訓について、ひとりひとりの記憶に刻まれる内容となっているか。

審査項目	配点	評価基準
	20	[震災の伝承] <ul style="list-style-type: none"> 震災を経験していない子どもたちに、震災の記憶と教訓を伝えられる内容となっているか。
	20	[災害へ備える] <ul style="list-style-type: none"> 防災意識を喚起し、災害への備えを促す内容となっているか。
	15	[各種広報媒体等による情報発信] <ul style="list-style-type: none"> 小学生以下の子どもたちに周知するのにふさわしい内容となっているか。
業務運営 ・実施体制	10	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容を確実かつ効果的に遂行できる実施体制か。 提案内容が円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。また、進行管理体制は適切か。

7 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県会津地方振興局（以下、振興局という。）ホームページからダウンロードして入手すること。窓口又は郵送等での配布は行わない。

8 質問書・参加表明書・企画提案書の提出及び参加申込

(1) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書（別紙1）

イ 提出期限

令和5年12月11日（月）正午まで（必着）

ウ 提出方法

持参、又は電子メールによること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までとする。

エ その他

電子メールにより提出した場合は、電話で受信確認をすること。

オ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、振興局ホームページにて公表する。

（令和5年12月13日（水）午後5時までに公表）

(2) 参加表明書の提出

ア 提出書類

参加表明書（別紙2）

イ 提出期限

令和5年12月15日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法

郵送、持参又は電子メールによること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までとする。

エ その他の

電子メールにより提出した場合は、電話で受信確認をすること。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（A4判10枚以内：任意様式、縦横どちらでも可）

(イ) 見積書（任意様式）

(ウ) 法人等の概要（別紙3）

(エ) 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（別紙4）

(オ) 役員一覧（別紙5）

(カ) 業務実施体制（任意様式）

※ 業務責任者、担当者の配置、業務分担等が確認できるものとすること。

(キ) 業務実施スケジュール（任意様式）

※ 業務実施のスケジュール、業務実施上の配慮事項等について簡潔に記載した資料を提出すること。

(ク) 業務実績（任意様式）

※ 過去（直近）3年間に官公署のイベント委託業務を実施した実績が分かる資料

（実施年月、業務内容、委託団体（自治体名等）を記載すること）

イ 提出部数

上記アの（ア）から（ク）までの一式を8部（うち原本1部）とする。

ウ 提出期限

令和5年12月21日（木）午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送又は持参（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までとする。

9 企画プロポーザルに係る留意事項

- (1) 振興局が指定する日時及び場所において提示がなかったとき、又はこの要領に定める事項に反する提示があった場合には、当該プレゼンテーションは無効とする。
- (2) 提案に当たっては、別紙仕様書（案）に定める業務内容の他、委託費の上限価格内で執行が可能であれば、追加提案等により、より効果的と思える手法の提案をしても構わない。
- (3) 各種印刷物を作成する場合については、更新が容易にできるよう考慮すること。また、可能な限り二次使用ができるようにすること。

- (4) 提出書類等の作成など、企画プロポーザルにかかる経費については、すべて提案者の負担とし、振興局はこれを負担しない。
- (5) 参加者は、参加表明書（別紙2）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとする。
- (6) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 提出された書類については、採用、不採用にかかわらず返却しない。
- (8) 見積金額は審査項目ではないが、審査の結果、上位2者が同点の場合は、低価格者を業務委託予定者に決定する。
- (9) 採用した企画提案内容を一部変更する場合がある。

10 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、企画プロポーザル審査会の参加者全員に通知するとともに、振興局のホームページにて公表します。（業務委託予定者については事業者名、各審査委員の順位の平均及び総得点。業務委託予定者以外については事業者名を伏せた上で、各審査委員の順位の平均及び総得点。）
- (2) 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して10日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。
また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。
なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の事業者名とそれぞれの審査時の総得点」とする。
- (3) 審査時の総得点は振興局ホームページで公表するものとする。

11 主なスケジュール（予定）

- ・令和5年12月 6日（水）公募型企画プロポーザル募集要領をHPで公表
- ・令和5年12月11日（月）正午 質問書の提出期限
- ・令和5年12月13日（水）午後5時まで 質問の回答をHPで公表
- ・令和5年12月15日（金）午後5時 参加表明書の提出期限
- ・令和5年12月21日（木）午後5時 企画提案書等の提出期限

12 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号（県会津若松合同庁舎）
福島県会津地方振興局 企画商工部 市町村支援課（担当：川井）
電話：0242-29-5214 FAX：0242-29-5228
E-mail：aizu.chiikirenkei@pref.fukushima.lg.jp

13 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去（直近）3年間に官公署が開催するイベントの企画又は運営に係る業務を受託した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体及び宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でないこと。
- (7) 福島県税を滞納している者でないこと。
- (8) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 福島県内に主たる事務所を置き、振興局との打合せ等に迅速に対応できること。
- (10) その他、振興局との協議に柔軟、真摯に対応できること。

14 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 見積金額が委託費の上限価格を超えているもの

15 契約手続

- (1) 本業務に関して、最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を業務委託予定者として決定し、仕様書の内容など委託業務契約の締結に向けた協議を行う。
なお、仕様書の内容は、業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約金額は、上記（1）の協議により改めて見積書を微取し決定する。
なお、見積金額は委託費の上限価格を超えないものとする。
- (3) この手続きに参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は協議の結果、契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。
この場合は、審査結果において総合得点が次点の者と契約締結に向けた協議を行う。